

## 社会福祉法人愛和 役員等退職慰労金規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛和（以下「当法人」という。）定款第21条の規定に基づき、法人の役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の退職慰労金について定めるものとする。

### (役員退職慰労金金額の決定)

第2条 役員退職慰労金の金額は、本規約に基づき、理事会にて承認し、評議員会において決定する。

### (役員退職慰労金の計算方法)

第3条 役員退職慰労金は、当該役員が歴任した役位ごとに、次の計算式により算出した額を合算して得た額とする。ただし、役位の変更によって報酬月額に減額が生じた場合、最終報酬月額は役員在任中の最高報酬月額とする。また、役員在任中の最高報酬月額が、別表1の報酬の額に満たない場合には、別表1の報酬の額の最低額をもって、役員報酬月額とする。

$$\text{役員最終退任時の役員報酬月額} \times \text{役位在任年数} \times \text{最終役位係数}$$

### (役位係数)

第4条 各役位別の役位係数は、別表2とする。ただし、役位に変更のある場合には、役員在任中の最高役位をもって最終役位とする。

### (役員在任年数)

第5条 役員在任年数は1ヵ年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満の端数は1ヶ月に切り上げるものとする。

### (在任期間の特例)

第6条 役員が在任期間中に死亡し、またはやむを得ぬ事由により退任したときは、任期中の残存期間を在任月数に加算して計算する事が出来る。

### (非常勤期間)

第7条 役員の非常勤期間について、原則として、役員退職慰労金算出の際の役員在任年数から除く。ただし、特別の場合は評議員会で別に定めることが出来る。

(当法人職員兼務役員の役員退職慰労金)

第8条 当法人職員兼務役員で、新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度に加入している役員は、その加入期間については、第3条の規定は適用しないものとし、職員就業規則第3章並びに職員給与規定第5章第31条を適用するものとする。ただし、その役員が退職金制度を脱退したときは、脱退日の翌日（以下起算日という。）から第3条を適用し、在任期間は起算日からの在任年数とする、

(功労加算金)

第9条 在任中特別の功労があった役員には、第3条により算出した金額の30%の範囲内で加算することを理事会にて承認し、評議員会にて決定する。

(特別減額)

第10条 在任中法人に重大な損害を与えたり、不適切な行為があり役員を解任された者は、第3条により算出した金額を減額することを理事会にて承認し、評議員会にて決定する。

(支給日)

第11条 役員退職慰労金は、理事会にて承認し、評議員会において決定後2カ月以内に支給するものとする。

(法人加入の事業保険との関連)

第12条 役員退職慰労金と関連のある法人加入の生命保険及び損害保険契約の受け取り保険金（中途解約戻戻金も同じ）は、全額法人に帰属する。

(公表)

第13条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(規程の改正)

第15条 この規程は理事会にて承認し、評議員会において随時改定することが出来る。

付 則 この規程は、令和6年6月13日に施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1（役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額50万～95万
業務執行理事	月額25万～40万

別表2（役位係数）

役位	係数
理事長	3
業務執行理事	2

別表3（役員等の功労金の支給額）

区分	1名当たりの上限金額
理事長、業務執行理事及び 常勤の理事	3,000,000円
非常勤の理事及び非常勤の監事 非常勤の評議員及び 非常勤の評議員選任・解任委員	100,000円

\*理事長は、在任期間中、特に功労があったと認められる役員等に対し理事会の決議を経て、上表に規定する額を上限として功労金を支給することが出来る。